

## 多目的化する博物館における学芸員にとっての研究の位置付けを考える —予察として—

大阪市立自然史博物館 佐久間大輔

「研究」は社会教育機関の中で博物館を特徴づける機能の一つである。博物館法に博物館の定義として「調査研究」を行う機関であることが明示される一方、図書館法では「調査研究に資する」機関として支援の役割が書かれる。社会教育法の公民館に関する記述には研究は触れられていない。なお、博物館と同じくアーカイブ機関である公文書館は調査研究を行う機関として法に定義される一方で、教育事業は、法の中では触れられていない。博物館は資料収集保管や展示とともに、調査研究と教育という多様な目的を有する施設である点において、大学や研究機関とも異なるユニークな機関である。

しかし、今日、この博物館における研究の位置づけが揺らいでいる。学会会議による2回の提言では、博物館の研究機関としての条件付け、学芸員の研究者としての養成が不十分であるとして議論を提起している。筆者は、こうした理念的な「望ましい博物館への位置づけ」と、現状の改善との間に大きな開きがあり、両者を包含する法改正が必要なこと（佐久間 2021a）、博物館を研究機関とするためにはアカデミアの中でどのような役割を果たすのか、しっかり位置づけ、デジタルアーカイブスや図書など、アカデミアの生態系の中にしっかりと組み込むべきだという点を指摘してきた（佐久間 2021b）。本稿では、これらの議論を補完するために、学芸員の研究の実態と博物館業務のなかでの位置づけ、評価の方法について検討を試みる。

### (1) なぜ、研究は後回しにされたのか。博物館法の課題として

学芸員は研究だけに特化した職種ではないため、他の業務とのバランスの中で考える必要がある。博物館法には「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」(第4条)とあり、実は教育は「関連する事業についての専門的事項」という扱いにふくまれている。しかし現実には、教育は学芸員の業務の中でそれなりのウエイトを占めており、明示的に書かれた調査研究業務より優先されてきた経過がある。これは博物館法が社会教育法のもとに位置し、目的その他にも教育が明示され、言外に当然視されていたこと、「生涯学習の進展」、「学校教育の博物館連携強化」という2つの大きな役割拡大をした際に、博物館側の機能強化が一過性の事業予算のみの措置で対処し、基本的な業務体制の強化を行わなかったことに起因するのではないだろうか。教育活動は、2008年改定においてようやく3条9項に事業としてようやく追加されたが、4条の学芸員の

所管業務として「教育」は追加されていない。法的に追加されないまま、また十分な予算化がされないまま、教育については事業化が進んでいった。

その一方で、収集・保管や研究業務など旧来からの業務に対する予算付与、事業化が行われることはごく僅かであり、今日の収蔵品デジタル化の遅れ、収蔵庫の容量不足、研究活動や研修への投資不足という事態に陥っている。博物館の基礎業務を強化することなく役割拡大を求められ続けてきた歴史は近年のインバウンドを中心とした文化観光の進展でも繰り返されている。さらには地方公共団体の財政状況悪化の中で高齢化し、減少するスタッフ体制の中での新規業務対応を求められ、本来の職掌である「資料の収集、保管、展示及び調査研究」が圧迫されるといういわば本末転倒な状況になっているのである。新規事業の強化の一方で研究業務を含む本来業務をどのように強化するかが、大きな課題である。

現実としてこれまでの博物館における研究は、制度的保障ではなく、学芸員たちの努力によって維持されてきたことを牛島（2005）は指摘している。こうした学芸員に求められる研究への態度は時代や博物館の規模、使命によっても変わることが村田（1997）は指摘し、さらに研究だけが学芸員の職務ではないと学術会議の学芸員観にも釘をさす。

## （2）研究対象は「所蔵資料」だけではない。

研究推進の障害になっている博物館法の不備はもう一点ある。博物館の事業を示す3条4項「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと」同5項に「博物館資料の保管および展示等に関する技術的研究を行うこと」にある「博物館資料」という限定要件だ。これを受けて、博物館における研究は、その研究テーマは自館の「所蔵する資料に限られる」のではないか、という議論がしばしばある。しかし、これまでも千地（1979）を含め多くの論考が、資料収集後に所蔵品の調査を行うのではなく、「調査の結果としての資料収集」であることを言明している。博物館が資料を収集する場合、その資料を調査研究し、その価値を把握することが前提となるのは、歴史でも、美術でも、自然史でも変わらない。寄贈された場合でも、それを正式に収蔵品にするためには資料を吟味するプロセスが必要だ。博物館が活動を続け成長していくためには、未収蔵の資料（将来の資料）を含めた調査、体系的な理解のための研究が欠かせない。このように、博物館の調査研究の対象は収蔵資料だけではなく、地域の資料や現象、催事、将来の収蔵品候補を含まなくてはならない。

研究業務はすべての業務の基礎である。展示も教育活動もかつて実施したものと全く同じで良いのなら、調査も研究の必要はない。しかし調査研究があるから、新しい発見が付け加えられ、新たな知識が盛り込まれ、自ら研究をしている者だからこそ市民に伝わる学術的な興味や魅力がある。そうした学芸員の専門性が見えることが博物館の個性を育む（佐久間 2010）。展示にも教育にも、研究が基礎となっていることは

過去にも多くの指摘がある（加藤・椎名 1996, 倉田 1997）。文化観光の進展をはかるのであればなおさらである。応用を求めるのであれば、基礎の充実に前提とする必要がある。

### (3) 学芸員に求められる専門性は何か？

学芸員の研究、というのは筆者で言えば「菌学」や、「生態学」といった、博物館の資料に根ざした個別領域のものがあ、同時に博物館での活動に根ざした「博物館学」領域のものがある。博物館法 3 条 4 項に即したものが前者、5 項に関連したものが後者と位置づけることも可能だろう。博物館という現場の運営改善を不断に実行していくために博物館学領域の調査研究も欠かせない。その両方が必要である（矢島 1999）。しかし前者の、個別領域の研究者養成は、明らかに学芸員養成課程の所管外の内容になる。資料保存論など資料を取り扱う上での基礎を教える科目はあっても、それをどう研究するのか、どう位置づけるのかはそれぞれの個別領域の研究分野の経験と知識が必要であり、博物館学と関連はしても一体ではない。大学教育の中でそれらの研究者としてのトレーニングを行っているのも学芸員課程ではなく、諸分野の研究室である。学芸員に研究の経験・能力開発を必要とするのであれば、資料取り扱いの基礎としての学芸員資格と、諸分野の修士または博士を必要とする、ダブルディグリーのような状況にしていく必要があるだろう。

事実、研究業務を重視する博物館での採用は修士または博士学位を持った人材の採用が多い。しかし、学位を有しながら、学芸員資格を持たないために人事が不成立になった例を複数知っている。この背景には、修士・博士課程の進学者が進学後に学芸員を取得することが制度・カリキュラム面で容易ではないことがある。研究を必要とする学芸員に、学位と学芸員資格の両者を必要とするなら、大学院での学芸員資格取得に道をひらく改善を強く促したい（野村・相田 2011）。

大阪市立自然史博物館ではこれまで採用時には学芸員資格取得を必ずしも要求せず、採用後に取得させることを行ってきた。自然史博物館においては、まず研究能力を前提として採用するが、単なる研究者では十分ではない、広く博物館に対する理解が必要という判断によるものであった。こうした取得方法においても単なる試験と面接でよいのだろうか。あるいは無試験認定においても学位と必要在職年数と面接という現行の方式で十分であろうか。就職後の研修制度などと合わせ、こうした認定者にも一定の講座などへの参加を必要とするなどの措置検討があってもよい。人材開発の観点を加味して複線的な資格取得方法など全体的な改良が望まれる。

### (4) 学芸員の研究成果の多様な表出

学芸員の研究の成果は学会発表と論文発表だけではない。もちろんごく一部の学芸員たちはすでに、科研費を取得し、たくさんの論文を書き、学会でも大学研究者と

もに活躍している。しかし、これらの研究条件が整った博物館の学芸員だけが「研究」をしているのかといえばそうではないと考える。筆者は、研究成果の表現の仕方が異なっていることに過ぎないのではと考えている。

一つが資料目録・データベースである。資料を価値付け、取りまとめた目録は、後年その資料を研究する研究者に取り重要な足がかりになる。目録がでなければ存在が世に示されない資料も多い。近年はそうした研究資源を学術資源情報として位置づける「データペーパー」などの概念も特に薬学、生物科学、農学、計算機科学などを中心に進展している (Candela et al. 2015)。また近年では人文科学・社会科学分野でもデータペーパーの専門誌が創刊されている (“Research Data Journal for the Humanities and Social Science” <https://brill.com/view/journals/rdj/rdj-overview.xml> 2021年1月12日閲覧)。こうした流れを見る上で、学芸員が編纂する博物館の資料目録なども同等のアカデミックな業績ときちんと位置づけるべきであろう。ここで一つ留意して置かなければならない。大学研究者にとって「資料の収集、保管」は、自らが関係し、自らが研究するための資料の収集と保管にはほかならないが、博物館にとっては、自らの専門領域に必ずしも適合しなくとも、地域にとり、あるいは博物館の使命として、収集すべき資料すべてが対象となる。学芸員自らの研究のためではなくとも、地域の文化的資産として、そして将来の誰かの研究材料として活用できるよう、基礎的な収蔵管理をしなければならぬ。これはアーキビスト同様、自らの研究を脇においても進めなければならぬ、「資料のプロ」としての仕事でもある。これらの業務は評価されるべきものである。

もう一つが「展示」である。ある場合には図録も作成する大規模な展示会の企画かもしれない。別の場合には小さなパネルとラベルのみからなる展示コーナーの一角にしか過ぎないかも知れない。けれどもその短いキャプションを書くための調査があり、結論を導いた根拠を得る努力がある。

地域の材料を直接扱う学芸員の研究のアウトプットとして、論文執筆や展示など、地域文化資源を発掘、価値付けるための発表方法は様々なものがある。しかし一方で、地域で発掘した価値に最も注目し、最も必要としているのは誰か。地域住民であるとするならば、学芸員の成果の発表先は展示であるべきであり、広報誌や図録が次に優先されることになる。学会誌への発表が優先される大学研究者の順位付けとは自ずと異なっている。これは、分野間の違いという側面も大きいだろう。書籍の執筆が高く評価される分野もあれば、国際誌への論文採択が評価される分野、そして博物館の場合では「展示」という形での発表が高く評価される、というにすぎない。ただし、展示活動に対する評価のしくみが不十分であることは否めない。多くの場合、展示評価は組織内のみで完結し、ピアレビューをとらなかつたより客観的な開かれた評価は実現されていない。展示の学術的責任の所在も記名でないために不明確である。こうした点は博物館界をあげて改善の必要があるだろう。

#### (5) 求められる研究成果の流通

このほか、博物館はそれぞれに研究紀要などの学術成果を出版している。これらの成果はそれぞれの地域の文化資源の記録であり、また博物館活動の記録である。前者は「東北学」や「京都学」などと同様に様々な角度から地域を記述し、位置づける活動であり、文化資源を発掘する上で他の学術媒体とは異なる特色を持った媒体である。こうした紀要や研究報告の中には独自の査読体制をとっているものも少なくない。しかし、これらの出版物は発行部数が少なく、流通性が悪く、またオンラインの検索などでも論文検索などで捕捉されていないことが多い。こうした学術出版物情報の流通性をどのように向上させるか。上述の資料目録や展示図録などを含め、NIIやJSTAGE、NDLへと結びつけ流通させていくことは、博物館を研究機関として地位向上させていく上で欠かせないだろう。

#### (6) 「裁量労働制でない学芸員」の「研究の自由」

ミッションや使命書として明文化されているかどうかは別として、博物館は設置目的や使命を明確に持つ組織である。目的や使命に基づいた年度計画が明示されれば、展示や資料目録の作成は業務として明示される。業務は組織による業務命令によるものだ。業務となれば、成果も評価されやすいという側面がある。アンケート調査に現れた結果でも展示や資料目録が重視された背景にはこうした組織の目的や計画がある。これらに比べれば、自主的な研究は業務として認められることも評価されることも難しい。学芸員集団が運営する博物館であれば、博物館の使命と個々の研究上の興味やこれまでの積み上げなどを考慮して、戦略的に業務を設計することもできるが、そうした運営体制のない博物館であれば、業務と自分の研究の乖離は大きくなってしまいうだろう。このあたりは小規模博物館で研究がより難しくなってしまう一因でもある。

「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議 2006）が指摘するように、学芸員は通常博物館の使命に沿った研究を要請される。しかし、上述のように既に計画に沿った様々な事業が使命に沿っている状況を考えれば、研究業務の少なくとも一部は個々の学芸員の裁量に任されるべきではないだろうか。自らの研究の発展でどのように使命に貢献できるのか、その説明を他者がするのでは研究への動機は全く損なわれてしまうだろう。

自主的な研究は新たな発展の可能性の基礎である。博物館学芸員にとって、市民科学を指導していくためにも、潜在的な地域資源を先導的に調査探索していくためにも、業務として明確にならない研究を積み重ねておくことが中長期的に重要だ。使命や設置目的という大枠はあっても一定の自主的な研究活動を支援する制度が必要だ。

## おわりに

法改正に向けて、文化庁に要望されることは、まずは「資料に限定された研究」などと誤解される文言の修正と、研究を実施可能なように業務に余裕が持てるよう、交付金増額などをおとした全体的な運営条件の改善への誘導である。そのうえで自治体に向けた研究の業務としての位置づけを「のぞましい基準」等を通して再確認していくことであろう。同時に電子的な成果流通などの環境整備などを事業として促進することも望ましい。将来の学芸員の強化のための養成課程の改革と同時に、現在の学芸員の研究能力向上のために、大学などとの連携を強化する競争的資金による研究募集なども望まれる。

研究は博物館の価値の源である。厳しい経営環境だからと止めてしまっては将来の資産を失うことにつながる。追求の努力を続ける必要がある。

## 引用文献

Candela, L., Castelli, D., Manghi, P., & Tani, A. (2015). Data journals: A survey. *Journal of the Association for Information Science and Technology*, 66(9), 1747-1762. <https://doi.org/10.1002/asi.23358>

千地万造 1978 博物館における調査研究. 『博物館学講座 5 調査・研究と資料の収集』雄山閣

加藤 有次・椎名 仙卓 1996 『博物館ハンドブック』. 雄山閣出版

倉田公裕・矢島国雄 1997 『新編 博物館学』. 東京堂出版

村田良介 1997 期待される学芸員. *社会教育研究* 16:95-105

野村正弘・想田充 2011 「大学院修士課程からの学芸員資格取得 -本学での事例と改善案-」 *文化情報学* 18(1):33-38

佐久間大輔 2010 学芸員の顔 (=専門性) が見える博物館へ. *Museum Data*76:10-13

佐久間大輔 2021a 博物館に、今何が必要か 法改正の課題と博物館総合調査とアンケートから探る現場の課題とのギャップを探る. 本誌印刷中

佐久間大輔 2021b アカデミアの一部としての博物館、社会の中の博物館 『博物館の未来を考える』 83-92 中央公論美術出版

牛島薫 2005 学芸員の調査研究活動の位置付けと業務管理 *日本ミュージアムマネジメント学会研究紀要* 9:67-76